

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1-1

頁	現行	改正（案）	変更の必要性等																																																												
1-5	第 1 章 総則 (略) 第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 恵庭市 <table><tr><td>教育委員会</td><td>(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する こと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 収容避難所の開設管理に関すること。 (新設)</td></tr></table>	教育委員会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する こと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 収容避難所の開設管理に関すること。 (新設)	第 1 章 総則 (略) 第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 恵庭市 <table><tr><td>教育委員会</td><td>(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する こと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 収容避難所の開設管理に関すること。 (5) 公立学校における防災教育に関すること。</td></tr></table>	教育委員会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する こと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 収容避難所の開設管理に関すること。 (5) 公立学校における防災教育に関すること。	防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)																																																								
教育委員会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する こと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 収容避難所の開設管理に関すること。 (新設)																																																														
教育委員会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する こと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 収容避難所の開設管理に関すること。 (5) 公立学校における防災教育に関すること。																																																														
2-7	第 2 章 恵庭市の地勢と災害の概要 (略) 第 2 節 災害の想定 (略) 3 過去における災害の主な記録 本市で発生した主な災害の記録は、次のとおりである。 <table><tr><th>発生年月日</th><th>災害の種類</th><th colspan="4">災害の概要</th></tr><tr><td>昭和34年 9月6日 (略)</td><td>豪 雨 (略)</td><td>市内全域</td><td>降雨量206mm (略)</td><td>被害額</td><td>125,555 千円</td></tr><tr><td>平成23年 9月2日 ～ 6日 (新設)</td><td>台 風 12 号</td><td>市内全域</td><td>降雨量417mm</td><td>被害額</td><td>1,455 千円</td></tr></table>	発生年月日	災害の種類	災害の概要				昭和34年 9月6日 (略)	豪 雨 (略)	市内全域	降雨量206mm (略)	被害額	125,555 千円	平成23年 9月2日 ～ 6日 (新設)	台 風 12 号	市内全域	降雨量417mm	被害額	1,455 千円	第 2 章 恵庭市の地勢と災害の概要 (略) 第 2 節 災害の想定 (略) 3 過去における災害の主な記録 本市で発生した主な災害の記録は、次のとおりである。 <table><tr><th>発生年月日</th><th>災害の種類</th><th colspan="4">災害の概要</th></tr><tr><td>昭和34年 9月6日 (略)</td><td>豪 雨 (略)</td><td>市内全域</td><td>降雨量206mm (略)</td><td>被害額</td><td>125,555 千円</td></tr><tr><td>平成23年 9月2日 ～ 6日</td><td>台 風 12 号</td><td>市内全域</td><td>降雨量417mm</td><td>被害額</td><td>1,455 千円</td></tr><tr><td>平成26年 9月11日 ～ 12日</td><td>豪 雨</td><td>市内全域</td><td>降雨量441mm</td><td>被害額</td><td>38,529 千円</td></tr><tr><td>平成30年 9月4日 ～ 5日</td><td>台 風 21 号</td><td>市内全域</td><td>風速30.0m</td><td>被害額</td><td>115,336 千円</td></tr><tr><td>平成30年 9月6日</td><td>地 震</td><td>市内全域</td><td>震度5強</td><td>被害額</td><td>40,386 千円</td></tr><tr><td>令和4年 2月22日</td><td>豪 雪</td><td>市内全域</td><td>積雪深154cm</td><td></td><td></td></tr></table>	発生年月日	災害の種類	災害の概要				昭和34年 9月6日 (略)	豪 雨 (略)	市内全域	降雨量206mm (略)	被害額	125,555 千円	平成23年 9月2日 ～ 6日	台 風 12 号	市内全域	降雨量417mm	被害額	1,455 千円	平成26年 9月11日 ～ 12日	豪 雨	市内全域	降雨量441mm	被害額	38,529 千円	平成30年 9月4日 ～ 5日	台 風 21 号	市内全域	風速30.0m	被害額	115,336 千円	平成30年 9月6日	地 震	市内全域	震度5強	被害額	40,386 千円	令和4年 2月22日	豪 雪	市内全域	積雪深154cm			過去の災害記録の更新（恵庭市）
発生年月日	災害の種類	災害の概要																																																													
昭和34年 9月6日 (略)	豪 雨 (略)	市内全域	降雨量206mm (略)	被害額	125,555 千円																																																										
平成23年 9月2日 ～ 6日 (新設)	台 風 12 号	市内全域	降雨量417mm	被害額	1,455 千円																																																										
発生年月日	災害の種類	災害の概要																																																													
昭和34年 9月6日 (略)	豪 雨 (略)	市内全域	降雨量206mm (略)	被害額	125,555 千円																																																										
平成23年 9月2日 ～ 6日	台 風 12 号	市内全域	降雨量417mm	被害額	1,455 千円																																																										
平成26年 9月11日 ～ 12日	豪 雨	市内全域	降雨量441mm	被害額	38,529 千円																																																										
平成30年 9月4日 ～ 5日	台 風 21 号	市内全域	風速30.0m	被害額	115,336 千円																																																										
平成30年 9月6日	地 震	市内全域	震度5強	被害額	40,386 千円																																																										
令和4年 2月22日	豪 雪	市内全域	積雪深154cm																																																												

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-2	第3章 防災体制			第3章 防災体制			女性委員の登用に ついて追加記載 (恵庭市)
	(略)			(略)			
	第1節 恵庭市防災会議			第1節 恵庭市防災会議			
	(略)			(略)			
	1 防災会議の組織			1 防災会議の組織			
3-11	(新設)			※男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画の観点から、女性委員を積極的に登用するものとする。			気象業務法施行令 の改正に伴う修正 (地面現象→土砂崩れ)(札幌管区気象台)
	(略)			(略)			
	第3節 防災情報等の通信体制			第3節 防災情報等の通信体制			
	(略)			(略)			
	1 防災気象情報の仕組み			1 防災気象情報の仕組み			
	(略)			(略)			
	(2) 指定河川洪水予報			(2) 指定河川洪水予報			
	(略)			(略)			
	洪水警報	氾濫警戒情報	(略) 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	氾濫警戒情報	(略) 高齢者等が危険な場所から避難する必要がある警戒レベル3に相当。	
	※土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。						

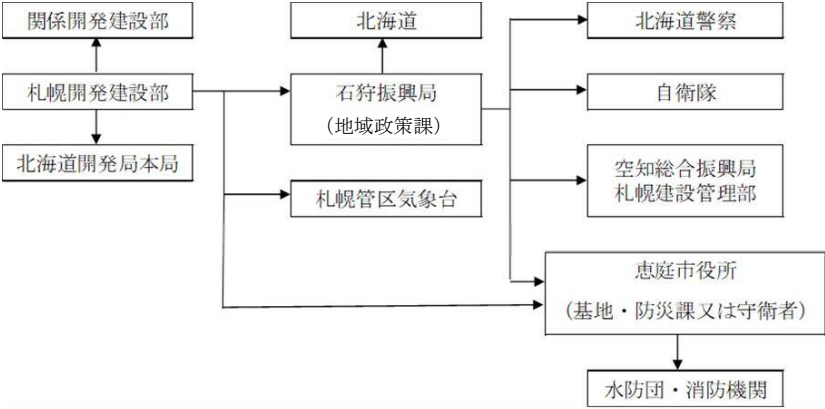
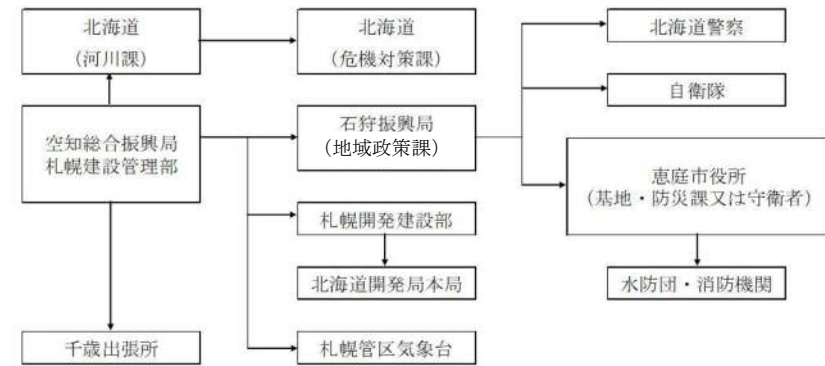
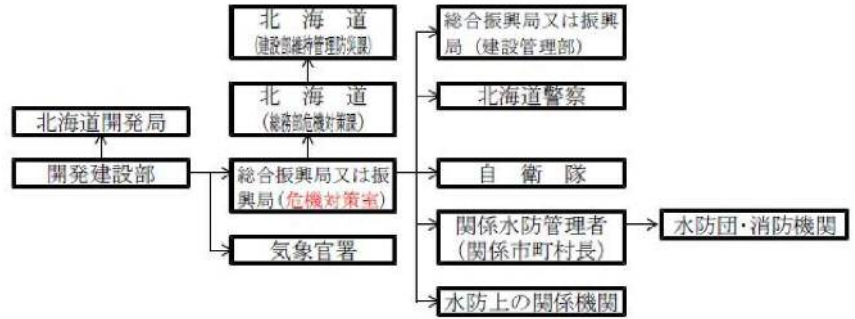
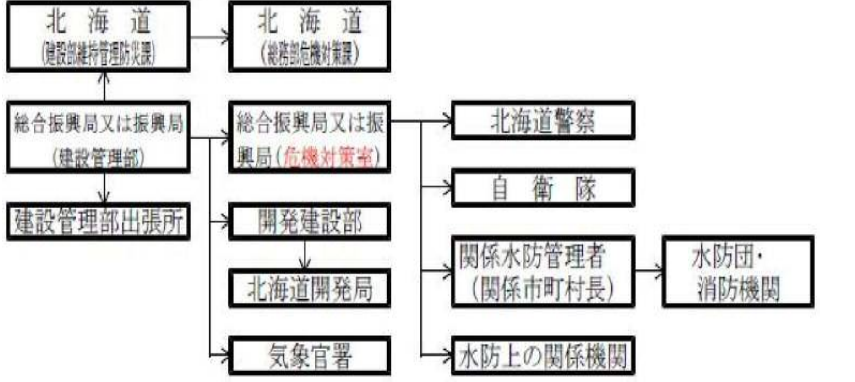
恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-12	(新設)	ア 札幌開発建設部が発表する場合 <pre> graph TD A[北海道開発局] --> B[北海道(建設部維持管理防災課)] A --> C[北海道(総務部危機対策課)] A --> D[総合振興局又は振興局(危機対策室)] A --> E[気象官署] B --> F[総合振興局又は振興局(建設管理部)] C --> G[北海道警察] D --> H[自衛隊] E --> I[水防上の関係機関] I --> J[関係水防管理者(関係市町村長)] J --> K[水防団・消防機関] </pre>	道の組織機構改正に伴う修正【地域政策課→危機対策室】(北海道)
3-12	(新設)	イ 空知総合振興局が発表する場合 <pre> graph TD A[北海道(建設部維持管理防災課)] --> B[北海道(総務部危機対策課)] A --> C[総合振興局又は振興局(建設管理部)] A --> D[建設管理部出張所] B --> E[総合振興局又は振興局(危機対策室)] C --> F[北海道警察] D --> G[自衛隊] E --> H[水防上の関係機関] H --> I[関係水防管理者(関係市町村長)] I --> J[水防団・消防機関] </pre>	道の組織機構改正に伴う修正【地域政策課→危機対策室】(北海道)
3-12	(3) 水防活動用気象警報及び注意報 水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、大雨特別警報・大雨警報・注意報、洪水警報・注意報により代行する。	(3) 水防活動用気象警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨注意報・大雨警報・大雨特別警報、洪水注意報、洪水警報により代行する。	文言修正（気象庁における標準的な記載と整合）(札幌管区气象台)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-13	(新設)	札幌管区気象台 NTT東日本 NTT西日本 (※2) 北海道 (危機対策課) 総合振興局又は振興局 (対気速報) 消防庁 NHK放送局 報道機関 北海道開発局 防災関係機関 (※3) 恵庭市 各開発建設部 一般住民・避難行動要支援者関連施設 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先 ▶ は、放送 (※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気分担当官署：帯広気候事務所 (※2) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※3) 陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道電力㈱ 等	水防活動用気象等警報・注意報伝達系統図の全部修正・法定伝達先機関と法定伝達先機関以外の記載方法を整理(北海道)(札幌管区気象台)
------	------	--	---

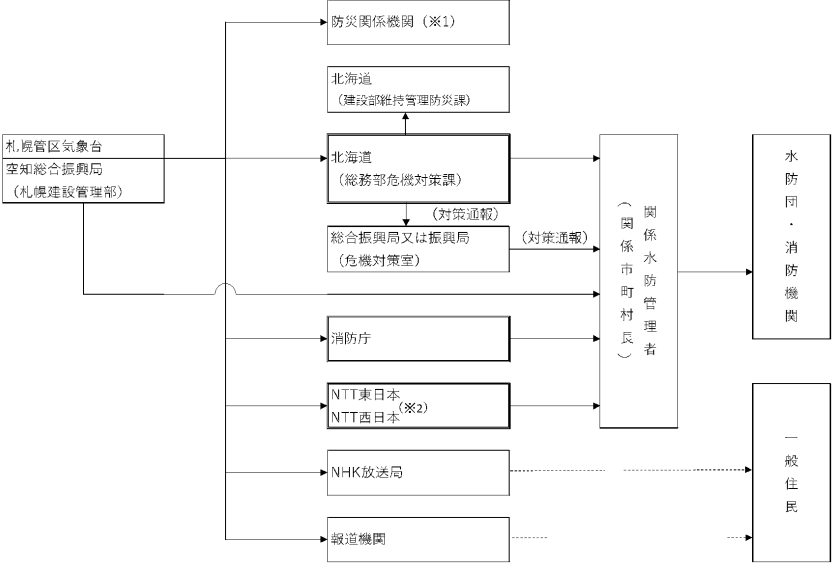
恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	2 防災気象情報の伝達系統 (略) (2) 水防警報 3-16 ア 札幌開発建設部が発表する場合  3-16 イ 空知総合振興局が発表する場合 	2 防災気象情報の伝達系統 (略) (2) 水防警報 ア 札幌開発建設部が発表する場合  イ 空知総合振興局が発表する場合 	道の組織機構改正に伴う修正【地域政策課→危機対策室】(北海道) 道の組織機構改正に伴う修正【地域政策課→危機対策室】(北海道)
--	--	--	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-17	(3) 指定河川洪水予報 (新設) 北海道 (危機対策課) NTT東日本五反田センタ NTT西日本 松山センタ 札幌管区気象台 北海道開発局 札幌開発建設部 自衛隊 消防庁 北海道警察 北海道電力ネットワーク株式会社 札幌支店 NHK放送局 報道機関 札幌管区気象台 北海道開発局 札幌開発建設部 石狩振興局 (対策通報) 恵庭市役所 (基地・防災課又は守衛者) 水防団・消防機関 放送 一般市民 は法定伝達	(3) 指定河川洪水予報 ア 北海道開発局と札幌管区気象台等が共同で発表する場合 札幌管区気象台 北海道開発局 札幌開発建設部 防災関係機関 (※2) 北海道 (建設部危機管理防災課) 北海道 (建設部危機管理防災課) 総合振興局又は振興局 (危機対策室) 総合振興局又は振興局 (建設管理部) 消防庁 NTT東日本 (※3) NTT西日本 NHK放送局 報道機関 関係水防管理者 (関係市町村等) 水防団・消防機関 一般市民 放送 一般市民 は法定伝達 (二重線) で囲まれている機要は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先 は、放送 (※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台 (※2) 陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課)、北海道警察 等 (※3) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。	指定河川洪水予報 伝達系統図の全部 修正・法定伝達先 機関と法定伝達先 機関以外の記載方 法を整理・消防庁 から関係水防管理 者への伝達ルート 追加 (北海道) (札 幌管区気象台)・道 の組織機構改正に 伴う修正【地域政 策課→危機対策 室】(北海道)
-------------	--	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

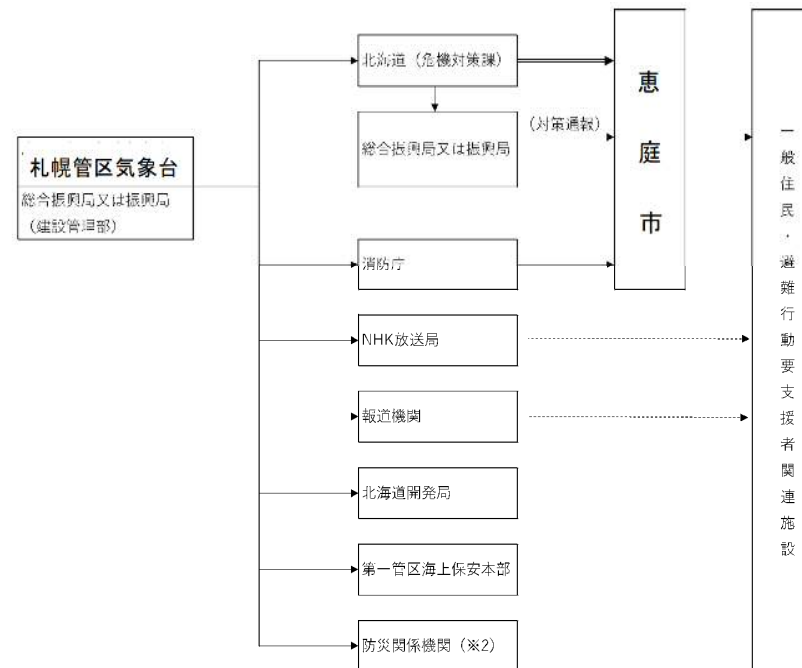
3-17	(新設)	イ 北海道と札幌管区气象台等が共同で発表する場合  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 (※1) 北海道開発局、陸上自衛隊 (北部方面総監部 (情報部資料課)、第11旅団)、北海道警察 等 (※2) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達には洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。	指定河川洪水予報伝達系統図の全部修正・法定伝達先機関と法定伝達先機関以外の記載方法を整理・消防庁から関係水防管理者への伝達ルート追加 (北海道) (札幌管区气象台)・道の組織機構改正に伴う修正【地域政策課→危機対策室】(北海道)
------	------	---	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

3-18 (4) 土砂災害警戒情報



(4) 土砂災害警戒情報



-----> は、放送

————> は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路

(※1) 府県予報区担当気象官署：札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台

(※2) 陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、北海道電力等

土砂災害警戒情報の伝達系統図の全部修正・各地方気象台と各海上保安部・署の接続廃止に伴う修正【海上保安官署→第一管区海上保安本部】・法定伝達先機関と法定伝達先機関以外の記載方法を整理(北海道)(札幌管区気象台)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第4章 災害応急対策計画 (略)	第4章 災害応急対策計画 (略)	
	第5節 避難体制整備計画 (略)	第5節 避難体制整備計画 (略)	
	2 避難場所の確保及び管理 (略)	2 避難場所の確保及び管理 (略)	
4-13	(1) 収容避難所の選定要件 ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。 イ 浸水等の被害のおそれがないこと。 ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。 エ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。 オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。 カ その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。 (2) 収容避難所の管理 ア 収容避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。 イ 収容避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。 ウ 休日・夜間等における収容避難所の開設に支障がないようにしておくこと。 (3) 福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心	(1) 収容避難所の選定要件 ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。 イ 浸水等の被害のおそれがないこと。 ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。 エ 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。 オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。 カ その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。 (2) 収容避難所の管理 ア 収容避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。 イ 収容避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。 ウ 休日・夜間等における収容避難所の開設に支障がないようにしておくこと。 (3) 福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心	防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケア を必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。 (新設) (4) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 (5) 指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 (略) 4 市の避難対策 (略) (1) 市の避難対策 (略)	して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケア を必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。 (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。 (5) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 (6) 指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 (略) 4 市の避難対策 (略) (1) 市の避難対策 (略)	
4-14	オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) 暖房及び発電機用燃料の確保	オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保	国の通知(「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」(令和5年7月12日付け府政防

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-15	(オ) 負傷者に対する応急救護 (カ) 初動対応に必要なマニュアルや資機材の整備 (略) (3) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、収容避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時に被災者支援システム等を活用し、避難状況を把握することも検討する。 また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。 (略) 第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 1 安全対策 (略)	(オ) 負傷者に対する応急救護 (カ) 初動対応に必要なマニュアルや資機材の整備 (略) (3) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、収容避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時に被災者支援システム等を活用し、避難状況を把握することも検討する。 また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましいが、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (略) 第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 1 安全対策 (略)	第2842号、消防令第131号))における、避難所における冷暖房の充実強化を踏まえた修正（北海道） 防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）（北海道社会福祉協議会）
------	--	--	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

4-16	(1) 恵庭市 市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動要支援者個別避難計画の作成等に努めるとともに、避難支援や安否確認等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 (略)	(1) 恵庭市 市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動要支援者個別避難計画の作成等に努めるとともに、避難支援や安否確認等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）
4-20	(新設)	3 個別避難計画の作成 恵庭市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

		また、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	
	3 外国人に対する対策 (略)	4 外国人に対する対策 (略)	
	第15節 土砂災害予防計画 (略)	第15節 土砂災害予防計画 (略)	
	2 予防対策 (略)	2 予防対策 (略)	
	(2) 恵庭市 (略)	(2) 恵庭市 (略)	
4-34	オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂	オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂	現状の運用にあわせた文言の追記や修正（札幌管区気象台）

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-6

災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

第5章 災害応急対策計画

(略)

第2節 災害情報収集・伝達計画

(略)

3 災害、被害状況等の調査及び報告

(略)

(2) 報告

(略)

ウ 情報の分析整理

被害状況等の報告（消防庁報告先）

時 間 帯		平日 (9:30～18:15)	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
ネットワーク	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

第5章 災害応急対策計画

(略)

第2節 災害情報収集・伝達計画

(略)

3 災害、被害状況等の調査及び報告

(略)

(2) 報告

(略)

ウ 情報の分析整理

被害状況等の報告（消防庁報告先）

時 間 帯		平日 (9:30～18:15)	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49136
地域衛星通信	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
ネットワーク	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036
中央防災無線		5017	5017

消防庁の電話番号等の修正(北海道)

消防庁の電話番号等の修正(北海道)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	(略)	(略)	
	第6節 避難対策計画	第6節 避難対策計画	
	(略)	(略)	
	6 避難場所の指定	6 避難場所の指定	
	(略)	(略)	
	(3) 収容避難所の管理運営	(3) 収容避難所の管理運営	
	(略)	(略)	
5-24	イ 収容避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	イ 収容避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。 また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、 被災者 に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、 被災者 が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)
	(略)	(略)	
5-25	カ 収容避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、	カ 収容避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、	防災基本計画の修正を踏まえた修正 (北海道)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NP0、ボランティア等との情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による救護所の設置の有無及び巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や収容避難所の衛生状態の把握に努め、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) 第9節 交通応急対策計画 (略)	医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NP0、ボランティア等との情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による救護所の設置の有無及び巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や収容避難所の衛生状態の把握に努め、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) 第9節 交通応急対策計画 (略)	
5-33	1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 (略) 3 緊急輸送のための交通規制 (略)	1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。 (略) 3 緊急輸送のための交通規制 (略)	本文中に記載の「道路啓開等の計画」が策定されたため、当該計画に準拠し対策実施することを新たに記載(北海道)
5-36	エ 事前届出制度の普及等 市、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交	エ 発災前確認手続の普及等 市、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両	事前届出制度が廃止され、発災前に

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行う、など、その普及を図るものとする。	においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正(北海道(北海道警察本部))
	(略)	(略)	
	第10節 輸送計画	第10節 輸送計画	
	(略)	(略)	
	2 輸送の方法	2 輸送の方法	
	(略)	(略)	
	(1) 恵庭市	(1) 恵庭市	
	(略)	(略)	
5-39	ウ 空中輸送	ウ 空中輸送	
	陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章第30節「ヘリコプター活用計画」及び本章第31節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。	緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、本章第30節「ヘリコプター活用計画」及び本章第31節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。	先の能登半島地震の対応を踏まえ、文言修正(消防庁)
	(略)	(略)	
	第16節 電力施設災害応急計画	第16節 電力施設災害応急計画	
	(略)	(略)	
5-52	2 応急対策	2 応急対策	
	電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ず	電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社及び電源開発送变电ネットワーク	送变电部門の会社分割を踏まえた修正(電源開発株式

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	るものとする。 (略)	ーク株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。 (略)	会社)
5-53	(2) 電源開発(株)東日本支店北海道事務所 (略) 第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画 (略) 1 基本方針 (略)	(2) 電源開発(株)東日本支店北海道事務所及び電源開発送変電ネットワーク株式会社 (略) 第18節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画 (略) 1 基本方針 (略)	
5-56	(4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。 (略) オ 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	(4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。 (略) オ 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-100	第3 4節 ボランティア活動の支援調整計画 (略) 1 ボランティア活動の環境整備 (1) 市及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。 (2) 市及び道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 (3) 市及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (4) 市及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 (新設)	第3 4節 ボランティア活動の支援調整計画 (略) 1 ボランティア活動の環境整備 (1) 市及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。 (2) 市及び道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 (3) 市及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (4) 市及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 (5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動	防災基本計画の修正を踏まえた修正(北海道) (北海道社会福祉協議会)
-------	---	--	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-100	2 ボランティアの受け入れ (新設) (略) 第3 7 節 災害救助法の適用と実施 (略)	を行う災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(北海道社会福祉協議会)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (6) 恵庭市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、恵庭市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(恵庭市社会福祉協議会等)を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、恵庭市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 2 ボランティアの受け入れ ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。 (略) 第3 7 節 災害救助法の適用と実施 (略)	防災基本計画において具体的な例示記載が削除されたことに伴う修正 (北海道)
5-105	4 救助の実施と種類 (1) 救助の実施と種類 知事は、救助法を適用した市に対し、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実	4 救助の実施と種類 (1) 救助の実施と種類 知事は、救助法を適用した市に対し、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実	救助の種類等の表の記載方法の変更や文言修正、体裁

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

施するものとする。

なお、知事は市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市設置～道 (ただし、委任したときは市)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)
災害にあった者の救出	3日以内	市
住宅の応急修理	1か月以内	市
学用品の給与	教科書等1か月以内 文房具等15日以内	市
埋葬	10日以内	市
遺体の搜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

施するものとする。

なお、知事は市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置 (供与)	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市・日赤道支部 市
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～市設置～道 (ただし、委任したときは市)
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは市)

整理 (北海道)

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

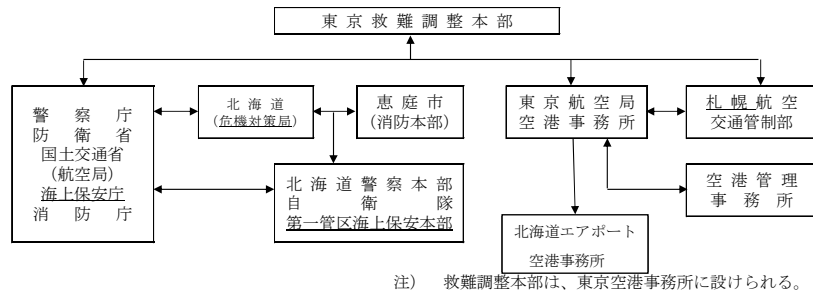
			被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市
			被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市
			学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市
			埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市
			遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市
			遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市・日赤道支部
			障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市
			(2) 救助の程度、方法及び期間災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第 12 条によるものとする。なお、災害救助法施行細則第 12 条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣		

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

5-107	(2) 救助に必要とする措置 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第 23 条の 2、第 23 条の 3 により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。 第 6 章 事故災害対策計画 (略) 第 1 節 航空災害対策計画 (略) 3 災害応急対策 航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 (略)	に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 (3)救助に必要とする措置 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第 5 条、第 6 条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。 第 6 章 事故災害対策計画 (略) 第 1 節 航空災害対策計画 (略) 3 災害応急対策 航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 (1) 情報通信 ア 情報通信連絡系統 (略)	
-------	---	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

6-2 (イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(略)

第5節 大規模な火事災害対策計画

(略)

6-23 3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

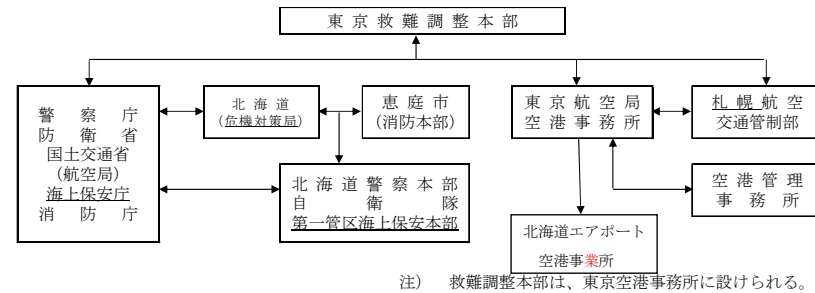
ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



(略)

(イ) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(略)

第5節 大規模な火事災害対策計画

(略)

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



(略)

本計画内での記載
整合（事務所→事
業所）（東京航空局
新千歳空港事務
所）

道の組織機構改正
に伴う修正（地域
創生部→危機対策
室）（北海道）

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

第6節 林野火災予消防計画 (略) 2 予防対策 (1) 実施事項 (略) 6-27 オ 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。 (略) 3 応急対策 6-28 (1) 情報通信 ア 林野火災発生通報系統 (略)	第6節 林野火災予消防計画 (略) 2 予防対策 (1) 実施事項 (略) オ 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者 北海道旅客鉄道(株)及びバス等運送事業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。 (略) 3 応急対策 (1) 情報通信 ア 林野火災発生通報系統 (略)	社会情勢を鑑みて記載を削除（北海道） 連絡系統の明確化（陸上自衛隊北部方面総監部）道の組織機構改正に伴う修正【地域政策課→危機対策室】（北海道）
---	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

	第7章 災害復旧計画 (略)	第7章 災害復旧計画 (略)	
7-2	5 生活資金の貸し付け及び生活再建支援 市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び見舞金、災害援護資金の貸付を行う。また、道は、「被災者生活再建支援法」に基づき、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、生活再建資金を支給する。	5 生活資金の貸し付け及び生活再建支援 市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び見舞金、災害援護資金の貸付を行う。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。また、道は、「被災者生活再建支援法」に基づき、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、生活再建資金を支給する。	防災基本計画の修正を踏まえた修正（北海道）（北海道社会福祉協議会）